

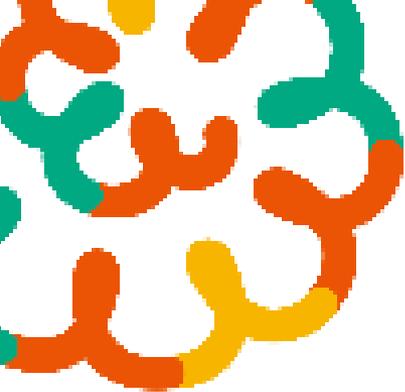


孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

「孤独・孤立対策地域協議会」 について

令和6年3月8日

内閣官房 孤独・孤立対策担当室



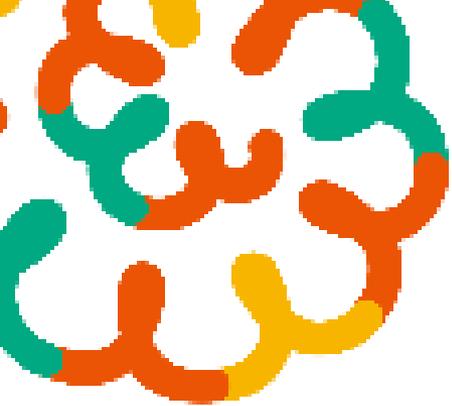
目次

1. 施行通知のポイント

(法の趣旨等／地方版官民連携プラットフォーム)

2. 孤独・孤立対策地域協議会の概要





1. 施行通知のポイント

(法の趣旨等／地方版官民連携プラットフォーム)

- 孤独・孤立対策推進法の概要
- 孤独・孤立対策推進法の施行に向けて発出された通知・事務連絡一覧
- 法の趣旨（施行通知より）
- 各条の趣旨 抜粋（施行通知より）
- 地方版官民連携プラットフォーム 参画主体（施行通知より）
- 地方版官民連携プラットフォーム 既存の会議体の活用（施行通知より）
- 地方版官民連携プラットフォーム参画検討協力依頼先 一覧
- 国の予算による支援



孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

① 施行通知

「孤独・孤立対策推進法の施行について（通知）」（令和6年2月2日府孤準第8号）

→法の趣旨、各条の趣旨、法第11条に規定する協議の促進等に係る施策（全国版／地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム）について

② ガイドライン

「孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインの策定について（通知）」（令和6年2月2日府孤準第9号）

→孤独・孤立対策地域協議会の概要、留意事項等について

③ 地方版官民連携プラットフォーム参画主体検討事務連絡

「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画主体に係る検討について（周知）」（令和6年2月14日）

→地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画しうる庁内部署や団体等に対し、孤独・孤立対策担当部署からプラットフォームへの参画についての依頼があった場合には検討等いただきたい旨を依頼した旨を周知

【掲載場所】

内閣官房HP

孤独・孤立対策 > 孤独・孤立対策 政府の取組 > 孤独・孤立対策推進法

「関係法令・通知」欄に掲載中

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>

第1 法の趣旨について

1 法に基づく孤独・孤立対策の趣旨

孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念される。政府においては、令和3年2月に内閣官房孤独・孤立対策担当室を設置して以降、孤独・孤立対策の重点計画の策定及び改定、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査、国における官民連携体制の構築、地方における官民連携体制のモデル構築、一元的な相談支援体制の試行など、孤独・孤立対策を進める上で基礎となる政策基盤や体制の整備を行ってきた。今後は、孤独・孤立対策を現在のモデル開発や試行の段階から本格実施の段階へと進めていくため、**国及び地方における安定的・継続的な推進体制を整備することが必要であり、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的として、孤独・孤立対策推進法案を提出し、国会審議の上、法が成立したところである。**

孤独・孤立対策は、法第2条においても趣旨が示されているとおり、**（1）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（2）当事者や家族等の立場に立った施策の推進、（3）人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進を基本理念として進めるものである。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。**

福祉制度などの既存の各種支援施策は、具体的に起こる問題に対応する、いわゆる「課題解決型の支援」に重点が置かれているものである一方、孤独・孤立対策は、こうした対応のみならず、**孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からの取組が重要**である。このため、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりなどに取り組むものである。

第1 法の趣旨について

2 各条の趣旨

(3) 国・地方公共団体の責務（法第3条・第4条関係）

…法第4条に基づき、地方公共団体については、その区域内における施策の策定・実施の責務を有するものとされている。この規定により、地方の役割が明確になり、地方における取組が広がることを期待している。なお、本法は孤独・孤立対策に係る基本的な事項について定めるものであることから、例えば法第9条から法第12条まで及び法第15条において「地方公共団体」と規定し、都道府県と市町村それぞれの役割を踏まえて書き分けることはしていない。

一方、地方公共団体が効果的・効率的に施策を推進するため、地域の実情に合わせ、例えば、広域的な地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置や広域調整は都道府県が行い、孤独・孤立対策地域協議会の設置や当事者等へのきめ細かな支援は基礎自治体で行うといった役割分担を行うことなども考えられるが、これにとらわれることなく、**各自治体の実情に応じて対応することが重要**である。…

(4) 国民の努力（法第5条関係）

…このため、本条では、国民の努力として、当事者等に対する関心・理解を深めることや、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に協力するよう努めることについて定めている。ここでの「国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に協力する」とは、例えば、孤独・孤立対策ウェブサイト等の閲覧を通じて孤独・孤立の問題に理解を深めること、国や地方公共団体が実施する、孤独・孤立の問題についての普及啓発活動を目的としたイベントに参加いただくこと、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画すること等を想定している。

なお、「国民」には、社会の構成員として、**自然人のほか法人一般（事業主）も含まれると解されている。このため、例えば、従業員が孤独・孤立の状態になることを予防する観点から事業主が職場環境を改善するための取組を行うこともこれに該当する**と考えられる。

第2 法第11条に規定する協議の促進等に係る施策

2 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

(3) 参画する関係機関等

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する関係機関等については、法第11条に規定するように、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者である。このように、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する主体には、地方公共団体や支援者団体のみならず、**多様な民間団体も含まれることが念頭に置かれている。**地域の関係者としては、**保健・医療・福祉等の専門機関及び専門職、社会福祉法人、社会福祉協議会、更生保護法人、学校及び教育関係者、NPO、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人）、ボランティア等**が考えられる。

民・NPO等の参画する関係機関等を検討するに当たっては、全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに加入している団体を参照するほか、第2の2（4）に例示する**既存の会議体の構成団体等、中間支援団体、社会貢献活動に意欲のある地元企業や経済団体、消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働者協同組合、スポーツを通じた地域住民の交流や文化芸術活動等に取り組む市民活動団体等を巻き込むことも重要である。**この際、**孤独・孤立対策を目的とした団体のみならず、人と人とのつながりを生む取組によって孤独・孤立対策に資する取組を行う主体**が対象になることや、**民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進することにも留意されたい。**さらに、参画する関係機関等の検討の際には第2の2（1）②にも記載したように、連携に参画する**民の主体の多元化を図ることが重要であることに留意されたい。**

また、地方公共団体内から参画する者については、**部局横断的な連携体制を構築の上、幅広い部局からの参加を求めるとともに、都道府県レベルでの設置の場合には、当該都道府県下の市区町村にも参加を求めると、多様な連携を確保することに留意されたい。**

第2 法第11条に規定する協議の促進等に係る施策

2 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

（4）他の会議体の活用

他法に基づき地方公共団体に設置された会議体において、各政策に関する地域課題の共有、関係者間のネットワークづくり等を行っている場合が考えられる。例えば、

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく（自立支援）協議会
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく支援会議
- ・生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援会議
- ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者支援地域協議会
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域ケア会議
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく居住支援協議会

等の会議体がある。

さらに、法に基づくものではないものの、孤独・孤立対策とも関連する、特定のテーマに関する会議体として、

- ・地域自殺対策プラットフォーム、自殺対策に係る連絡調整会議
- ・ひきこもり支援プラットフォーム
- ・就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）に基づく協議会
- ・被災者支援・復興支援の対策会議

等が設置されている地方公共団体もある。

新たに会議体を立ち上げるほか、こうした**既存の会議体に機能を追加**することで地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを立ち上げる方法や、**既存の会議体を地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに組み込んで、分科会という形で開催**することも考えられる。

既存の会議体を活用せずに新たに設立する場合にも、既存の会議体において地域課題の共有等を行っている場合には、当該会議体と連携することや、合同開催することなども考えられるため、まずは既存の会議体の洗い出しや精査から行うことが望ましい。

なお、他の会議体を活用する場合でも、孤独・孤立対策の「予防」の観点や、第2の2（1）②で言及した地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの特徴である、**参画する民の主体の多元化や、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」が確実に担保されるよう留意**されたい。また、既存の会議体を活用する際には、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する関係機関等は多元的であることを捉えて、**これまで既存の会議体への参画を求めていたにも関わらず参画を得られなかった団体や呼びかけの対象となっていなかった団体もこの機会に参画いただくよう促すことで、既存の会議体における主体の多様性が実現できる可能性があるほか、様々な会議体の関係者が共通のプラットフォームに加わることで互いの取組や課題等を広く共有することにより議論の効率化・質の向上等にもつながりうるという利点**にも留意の上、地方公共団体内で検討されたい。（略）

地方版官民連携プラットフォーム参画検討協力依頼先 一覧

各都道府県・政令指定都市 男女共同参画主管課
各都道府県 配偶者暴力相談支援センター主管課
各都道府県 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管課
都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課
消費生活センター・消費生活相談窓口
各都道府県・指定都市・中核市 こども政策担当部局
各都道府県・市町村・特別区 母子保健主管部局
各都道府県警察の長
各都道府県総務部（局）（安全衛生担当課扱い）、（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局（安全衛生担当課扱い）
各都道府県地域おこし協力隊担当課
各都道府県集落支援員担当課
管区行政評価局長、四国行政評価支局長、沖縄行政評価事務所長
都道府県・指定都市 再犯防止施策担当者
法務省の地方支分部局及び施設等機関
出入国在留管理庁の地方支分部局
各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項を受けた学校設置会社
を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
各都道府県・政令指定都市博物館担当課
各都道府県・各指定都市スポーツ施設主管課
各都道府県・市町村・特別区 婦人保護事業主管課（室）
各都道府県・市区町村 民生主管部（局）
各都道府県・市区町村 介護保険担当主管（局）
各都道府県・市町村 自殺対策主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市 障害保健福祉主管課
各都道府県等人材開発主管課（室）
地域若者サポートステーション実施団体の長、総括コーディネーター
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

北海道農政部長
北海道農政事務所企画調整室長
北海道農政事務所生産経営産業部長
北海道農政事務所消費・安全部長
地方農政局経営・事業支援部長
地方農政局消費・安全部長
地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部長
各都道府県・政令指定都市・中核市 住宅担当部（局）
各都道府県・市町村 廃棄物行政主管部（局）
各都道府県・保健所設置市・特別区 熱中症予防対策担当部（局）
各地方（自然）環境事務所長
全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
日本福祉士会
日本生活協同組合連合会
全国農業協同組合中央会
全国漁業協同組合連合会
日本労働者協同組合連合会
ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン
全国居住支援法人協議会
保護司会、保護司連合会
全国公民館連合会
日本図書館協会
日本弁護士連合会
日本郵政株式会社（日本郵便）
全国商店街振興組合連合会
全国卸商業団地協同組合連合会
協同組合全国共同店舗連盟
協同組合連合会日本専門店会連盟
協同組合連合会日本商店連盟
小売電気事業者・一般送配電事業者
一般ガス導管事業者
日本経済団体連合会
経済同友会
日本商工会議所

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体的な支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

地域における孤独・孤立対策モデル調査 (孤独・孤立対策担当室)

5年度補正予算額 3.3億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点からも重要です。
- このような活動の拡大を図るためには、地方公共団体（市区町村）が構築する関係者の連携・協働体制の下、NPO等が主体となった取組が必要ですが、「孤独・孤立対策推進のための官民連携の枠組み」や「日常生活における対応」の具体的なイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、官民連携プラットフォームのモデルとともに、日常の様々な分野における「緩やかなつながりづくり」に係る取組モデルを構築し、その成果の全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- 1 地方版官民連携プラットフォーム事業
地方公共団体（市区町村）を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。
- 2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業
NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

資金の流れ



- 新しい政策分野である孤独・孤立対策の連携モデルや取組モデルの蓄積が進み、多様な担い手が育成され、地域における孤独・孤立対策が加速化されます。

孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算決定額 1. 3億円
（新規）

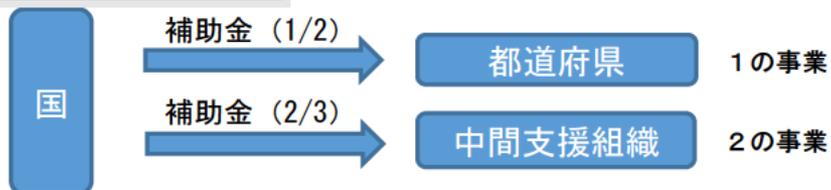
事業概要・目的

- 令和6年4月の孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の施行による孤独・孤立対策の本格的実施に当たっては、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな対応を行う地方公共団体やNPO等の役割は極めて重要です。同法においては、その責務や関係者の連携及び協力が規定されたところです。
- しかしながら、地方公共団体の取組には大きな差がみられ、地方における孤独・孤立対策の連携体制や推進状況は不十分です。また、現場で支援活動を実践するNPO等の個々の運営基盤は弱く、広域的活動を行う中間支援組織による、いわゆる支援者支援が必要です。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、新たに、地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援するための交付金を創設します。

事業イメージ・具体例

- 1 地方における孤独・孤立対策推進事業
都道府県を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る取組を支援します。
（事業内容）
 - ・ 地域における担い手の把握・見える化、連携・協働体制の構築、当該地域における孤独・孤立の状況の把握、セミナー・ワークショップの開催、広報活動、相談窓口設置、人材の養成・資質向上、市区町村の支援など
- 2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業
広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援します。
（事業内容）
 - ・ NPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
 - ・ 関係者間のネットワーク形成の促進や支援物資・サービスのマッチングシステムの構築など

資金の流れ



期待される効果

- 都道府県が主体となり連携・協働体制を構築することで、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。



① 孤独・孤立対策推進法の趣旨

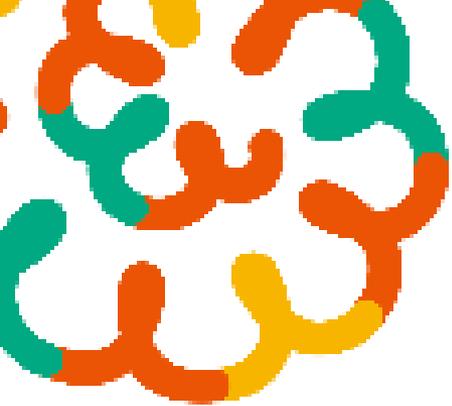
- ・孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施
- ・「予防」の観点

② 孤独・孤立対策の実施主体・自治体における役割分担

- ・都道府県と市町村の分担・連携も実情に応じて検討
- ・自治体・NPOにとどまらず、民間企業等にできることもある
(連携先を見つけるためにも、是非地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画を)

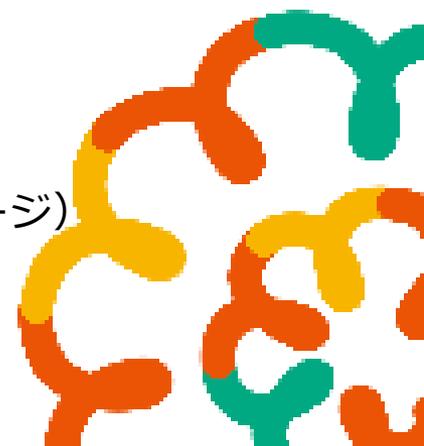
③ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの参画主体

- ・民も多様、官も裾野を広げる
- ・国の予算による支援



2. 孤独・孤立対策地域協議会の概要

- 孤独・孤立対策地域協議会の概要・官民連携プラットフォームとの違い（ガイドラインより）
- 孤独・孤立対策地域協議会の意義
- 孤独・孤立対策地域協議会の設置主体
- 孤独・孤立対策地域協議会の構成機関等
- 既存の会議体の活用
- 孤独・孤立対策地域協議会における情報共有の流れ（イメージ）
- 個人情報の取扱い
- 各構成機関等における個人データの第三者提供について
- 行政機関等による保有個人情報の提供について
- 公示



1 孤独・孤立対策地域協議会について

（1）孤独・孤立対策地域協議会の趣旨・概要

法第15条第1項に基づく孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）は、各地域において、**個々の当事者等への具体の支援内容について、協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)の間で協議する場**である。孤独・孤立の問題は、複合的な要因を背景として多様な形でニーズが想定され、当事者等の状況に応じて多様なアプローチや手法により分野横断的な対応が求められることから、協議会では、**地域における当事者等への支援に携わる様々な関係者のネットワークの下、構成機関等が、共通の情報及び認識の下で、当事者等への個々の支援を円滑に行えることが重要**である。

この協議会が各地域で効果的に機能することにより、関係機関等の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止するとともに、孤独・孤立の状態にある方など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげ、多様なアプローチによる支援を行うことを可能とする重要な一手法となることが期待される。

【施行通知より】

2 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

（1）概要

④孤独・孤立対策地域協議会との関係

（略）**取組内容としては、個々の当事者等への具体の支援内容の協議である。一方、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの取組内容は、個々の当事者等への支援策の協議ではなく、③で示したように広く地域の関係者が参画して、住民や関係団体への普及啓発や地域における各種の「居場所」づくりを実施するほか、関係者間のネットワークづくりなどを行うことであり、両者は取組内容も異なる。**

協議会で議論した個別ケースを基に、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームで課題の共有や今後さらに必要なサービスについて議論されることも想定されるため、協議会の構成機関等は、構成機関等となっていない参画する関係機関等にも、協議会の活動内容について情報連携を行うよう心掛けられたい。その際、法第16条第3項に基づく必要な協力や法第18条に基づく秘密保持義務の規定は地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームには適用されないものであるため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて個別ケースにおける個人情報を取り扱うことのないよう留意されたい。

【意義】

- ① 支援が必要と思われる相談者の早期発見
- ② 孤独・孤立の観点の支援を行うことによる当事者等の課題の解決の促進
- ③ 多角的な議論、多様なアプローチによる支援を可能に
- ④ 各構成機関等の情報の共有
- ⑤ 情報共有により、構成機関等の中の役割分担について共通の理解
- ⑥ 構成機関等の役割分担により、支援を受ける人等が適切なタイミングでよりよい支援を受けやすくなる
- ⑦ 構成機関等が分担をシェアって個別の事例に早期に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあう

【設置主体】

- 会議の運営については、市町村が行うことが望ましい。
- 複数の市町村で共同して協議会を設置することや、都道府県と市町村が共同して協議会を設置することも差し支えない。

【都道府県と市町村の分担】

- 都道府県と市町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則が基本だが、実情に応じて対応。

（関係の例）

①協議会を設置している市町村と都道府県：

都道府県で協議会を設置する場合の機能としては、例えば、

- ・市町村の協議会だけで扱うことが困難なケースがある場合に相談を受け付けることや、移管すること
- ・必要に応じて、市町村の協議会に対して助言することや、市町村の協議会での会議に都道府県に在職する専門職を派遣すること

が考えられる。

②協議会を設置していない市町村と都道府県：

都道府県で協議会を設置する場合の機能としては、未設置市町村で生じる問題への対応であるが、当該市町村の担当部局が構成機関等として参加することが考えられる。

- また、①②いずれの場合も、精神保健福祉センターや婦人相談所などの都道府県レベルで設置される既存の関係機関に寄せられる相談を発端としたケースや当該関係機関・団体相互の連携強化を担保することが都道府県の協議会の役割として考えられる。

【構成機関等の候補】

- 地方自治体の中で当事者等へ専門性の高い支援を行う関係部署、社会福祉協議会、社会福祉法人、当事者等を支援するNPOなど、特に個々の当事者等への支援に関係する各種団体等
 - 相談窓口を有する民間の支援団体、行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる公的サービスの提供機関、介護保険法に基づく訪問介護・訪問看護等を行う民間のサービス提供事業者、新聞配達所、郵便局、ガス・電気等の供給事業者など個別訪問により市民の日常生活に関わる事業所など地域の関係機関等
 - 地域に根ざした活動を行っている者（例えば、民生委員・児童委員、保護司、地域住民の方々など）
 - 各地方自治体の福祉、就労、税務、住宅などの関係部局の職員
 - 他の既存の会議体を運営する担当部署や機関
- ※ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加していない関係機関等の中から協議会の構成機関等を選定することも可能。ただし、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの目的に鑑み、可能な限り、協議会の構成機関等となる者には、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加してもらうよう働きかけることが望ましい。

【構成機関等の役割】

- 当事者等へ地域の居場所や活用できるサービスを紹介
- 協議会で議論すべき事案の情報提供・情報共有
- 見守りと支援方針の理解
- 緊急性がある事案への対応

①新たに地域協議会を立ち上げる

※既存の会議体と一体的に開催することも考えられる

②既存の会議体に機能を追加

③既存の会議と時間を切り分けて開催

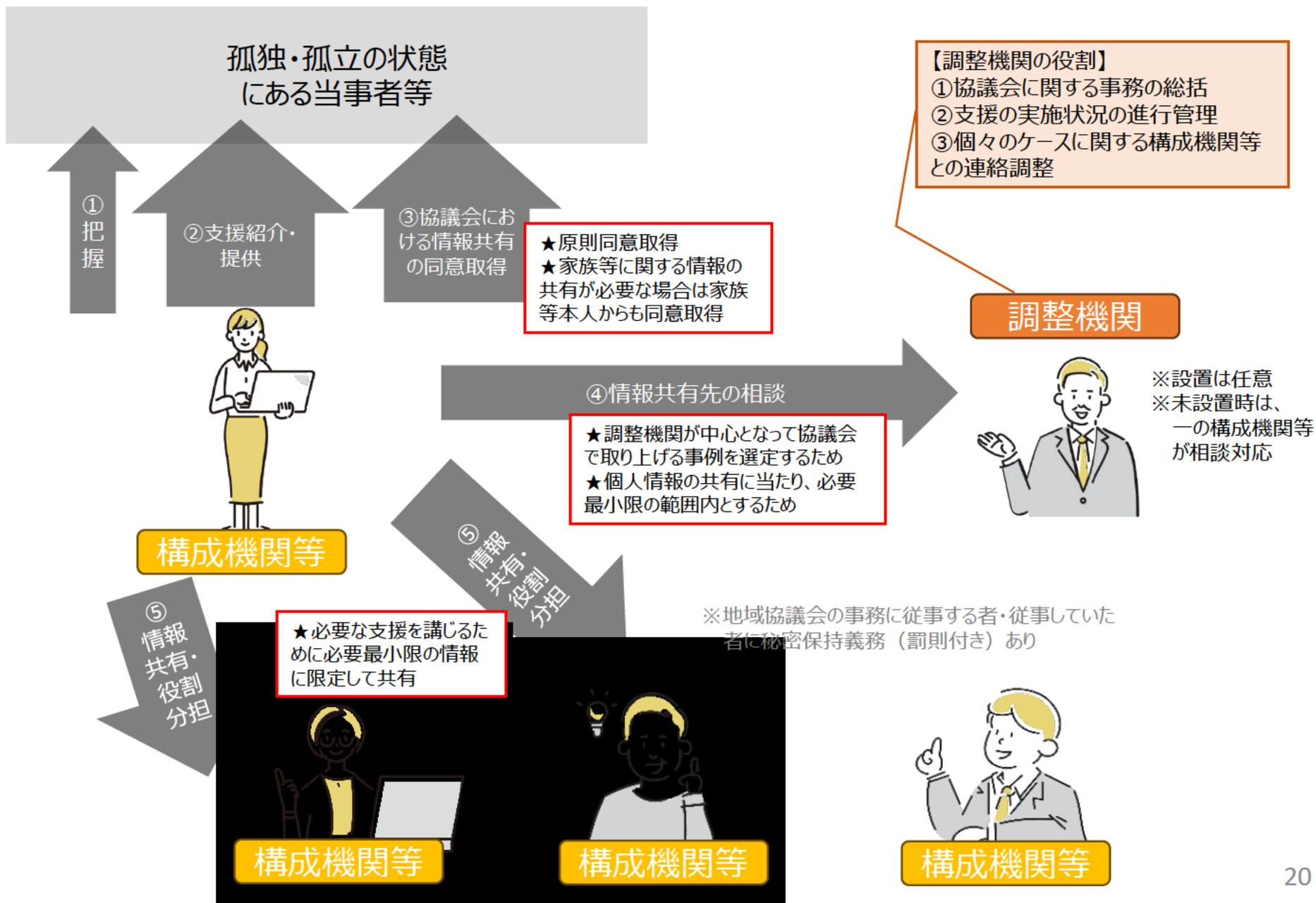
※具体的な活用方法については、各地方公共団体における各会議体の構成員の状況等も踏まえて検討

※秘密保持義務をはじめとした各法令に規定された事項、それぞれの会議体の目的及び役割等の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある

【既存の会議体の例】

- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく支援会議
- ・生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援会議
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域ケア会議
- ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者支援地域協議会
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく（自立支援）協議会
- ・消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者安全確保地域協議会
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく支援調整会議（令和6年4月1日施行）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく協議会（令和6年4月1日施行）

地域協議会における情報共有の流れ（イメージ）



【支援に当たっての原則】

一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることや、孤独・孤立対策は当事者等の立場にたって行われるものであることから、支援に当たって必要となる当事者等の個人情報については、原則として、本人の同意を得た上で協議会の構成機関等が共有することになる。

【例外：同意がない場合の個人情報の共有】

一方、支援の必要性及び協議会で支援を議論する必要性があるにもかかわらず、当事者等が個人情報の提供に同意することができないやむを得ない事情がある場合には、例外的に本人の同意がない中で協議会の構成機関等が当事者等の個人情報を共有することも想定される。

【個人情報保護上の整理】

個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含まれる。

個人データの第三者提供：個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者。「事業の用に供している」とは一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為、社会通念上事業と認められるもので、営利、非営利を問わない。）は、あらかじめ本人（家族等に関する情報の場合は当該家族等本人を含む。）の同意を得た場合、又は本人の同意を得ない場合であっても、個人情報保護法第27条第1項各号に規定する場合は、個人データを第三者に提供することができる」とされている。

※構成機関等が個人情報取扱事業者に該当する場合の整理
(行政機関等は個人情報保護法上別の規定が適用される)

○個人情報の保護に関する法律
(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～6 (略)

①法令に基づく場合（個人情報保護法第27条第1項第1号）

協議会で取り扱う場合としては、孤独・孤立の状態であることが強く疑われる者について、以下の i ~ iii の要件の全てを満たすと構成機関等が判断した場合には、例外的に、法第16条第3項に基づき、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該者の個人情報を協議会の構成機関等に共有し、追加の情報共有の要請に基づく他の構成機関等からの情報共有を行うことが可能である。

(i) 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意を得られない場合

例えば、本人に認知症や他の精神的な疾患、高次脳機能障害、知的・発達障害等をうかがわせる症状・兆候等があり（※1）、その認知機能に支障があることが疑われる場合等には、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できず、本人同意を取得することが困難である可能性があるものと考えられる。この場合であっても、まずは相談窓口のチラシを渡すなどして相談を勧奨することが望ましいが、速やかに介入しなければ生命・身体又は財産に危険が見込まれるような場合の状態であるにも関わらず、通常の判断能力を有する一般人が理解可能な合理的な理由なくこれを拒むような場合には、判断能力が不十分で同意取得が困難なものと考えられる。また、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者の同意が必要となるが、親権者が上記のような判断能力不十分な状態にある場合には、同意を得ることが困難となる場合も考えられる。このほか、本人が自宅等にひきこもっている場合等（※2）で、判断能力の有無を判断することすら困難であることにより、本人同意の取得が期待しがたいケースも想定される。

※1 必ずしも医師による疾患の確定診断や成年後見等に関する審判の確定等がある場合でなくとも、その時点における本人の状態からこうした症状・兆候等があると、通常の判断能力を有する一般人が判断した場合も含まれる。

※2 例えば、家に人の気配があり本人が在宅していることが明らかなタイミングに複数回訪問してチャイムを鳴らし接触を試みるが、いずれも反応がなく接触が難しい場合など。

(ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、著しく不衛生な家屋に居住している場合、衣類や身体の著しい不衛生の放置がみられる場合、必要な介護や福祉サービスの拒否がある場合、必要な受診又は治療の拒否がある場合、電気・水道・ガス等の未払い又は滞納を原因として供給停止となっている又はその可能性が高い場合、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、又は十分な食事をとることができないことにより健康を害している様子である場合等であって、この状態が続くことで、本人、その家族又は近隣住民の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常一般人の判断能力をもってすれば判断可能である場合である。

(iii) 協議会の構成機関等の間で情報共有する必要がある場合

例えば、当事者等の当該事案を把握した構成機関等が、当該状況の改善に向けて当該構成機関等のみで対応することでは生命・身体又は財産の危険に対処できない場合や、当該構成機関等が有する情報だけでは対処方法を検討するために必要な情報が不足しており、他の構成機関等の情報と突合する必要がある場合、当事者等に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命・身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合である。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第2号）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

例えば、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により急迫した状態にある場合、虐待やDVを受けていると疑われる場合については、当該規定に基づき、緊急の対応として、速やかに医療機関、消防、警察に情報提供することも考えられる。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第3号）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

行政機関等による保有個人情報の提供について

○行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない
<利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則の禁止の原則>（個人情報保護法第69条第1項）。

→地域協議会での支援を目的として保有する個人情報は、個人情報保護法上本人の同意の有無にかかわらず利用、提供可能。

※ 個人情報保護法上は本人同意が必須ではなくても、支援の趣旨を踏まえ本人同意を取得することが原則。また、必要最小限の範囲・内容の提供とされたい。

→地域協議会での支援を目的とせず保有する個人情報についても、孤独・孤立対策推進法第16条第3項に該当する提供である場合には、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」としての提供となり、「利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則の禁止の原則」の例外となる（＝提供可能）

※ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）も参照いただきたい。https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide

○孤独・孤立対策推進法 （協議会の事務等）

第十六条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（次項及び次条において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

○個人情報の保護に関する法律 （個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3・4 （略）

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令（孤独・孤立対策推進法施行規則（令和6年内閣府令第1号。以下「規則」という。））で定めるところにより、その旨を公示しなければならない(法第15条第2項)。

【公示事項】

- ①孤独・孤立対策地域協議会を設置した旨（規則第1号）
- ②当該孤独・孤立対策地域協議会の名称（規則第2号）
- ③当該孤独・孤立対策地域協議会に係る法第17条第1項に規定する孤独・孤立対策調整機関を指定したときは、その名称（規則第3号）
- ④当該孤独・孤立対策地域協議会を構成する法第15条第1項に規定する関係機関等の名称等（規則第4号）
 - ※ 協議会を構成する構成機関等に個人が含まれる場合は、当該者の氏名

【公示の方法】

「公示」とは、「一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと。」であり、特に形式の定めはない。

【名称・氏名の公示】

以下の者・場合は「〇〇知事（市町村長）が指定する者」という形で公示することも考えられる。

- ・個人資格での参加者
- ・DVと関係する事案等、当事者等の保護の観点から構成機関等の名称等を公表すべきでない事情がある場合



① 孤独・孤立対策地域協議会の趣旨

- ・個々の当事者等に関する、情報共有・具体の支援内容を協議する場
- ・顔の見える関係づくりのための官民連携プラットフォームとは異なる

② 構成機関等の候補

- ・孤独・孤立対策の関係者は福祉分野の支援者にとどまらない
- ※まずは官民連携プラットフォームづくりに着手し、孤独・孤立対策の関係者の広さを認識、居場所等資源を把握してから、地域協議会の構成機関等を選定することも考えられる。

③ 既存の会議体を活用することも可能

④ 個人情報の第三者共有

- ・原則は当事者等本人の同意を得た上で個人情報を他の構成機関等に共有
- ・（行政機関等以外）例外的に、同意なく第三者提供できる場合を確認
- ・（行政機関等）利用目的外の利用・提供の禁止の原則とその例外を確認
- ・必要最小限の共有範囲・内容に留める

「あなたはひとりじゃない」！
ご清聴ありがとうございました。

